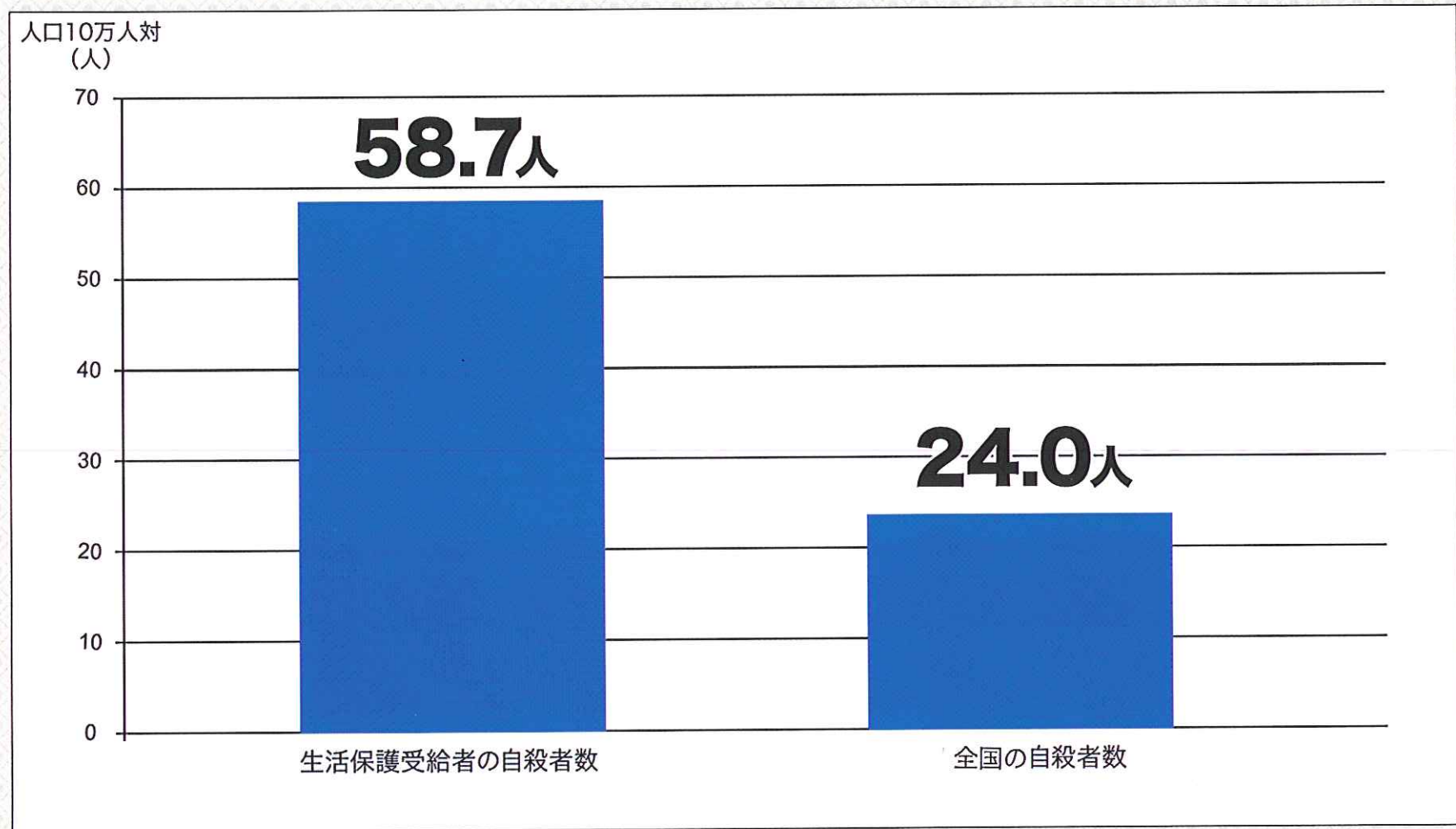


生活保護受給者の自殺者数は全国の2倍以上

人口10万人当たりの自殺者数(平成23年)



生活保護受給者の自殺者数

	生活保護受給者	
	自殺者数(人) (生活保護受給者数)	自殺率 (生活保護受給者10万対)
平成20年	843 (153万7893)	54.8
平成21年	1,045 (167万3651)	62.4
平成22年	1,047 (187万8725)	55.7
平成23年	1,187 (202万3725)	58.7

(参考)全国	
自殺者数(人)	自殺率 (人口10万対)
32,249	25.3
32,845	25.8
31,690	24.9
30,651	24.0

資料:自殺者数(保護課調べ※1)、被保護者全国一斉調査(H23は暫定)

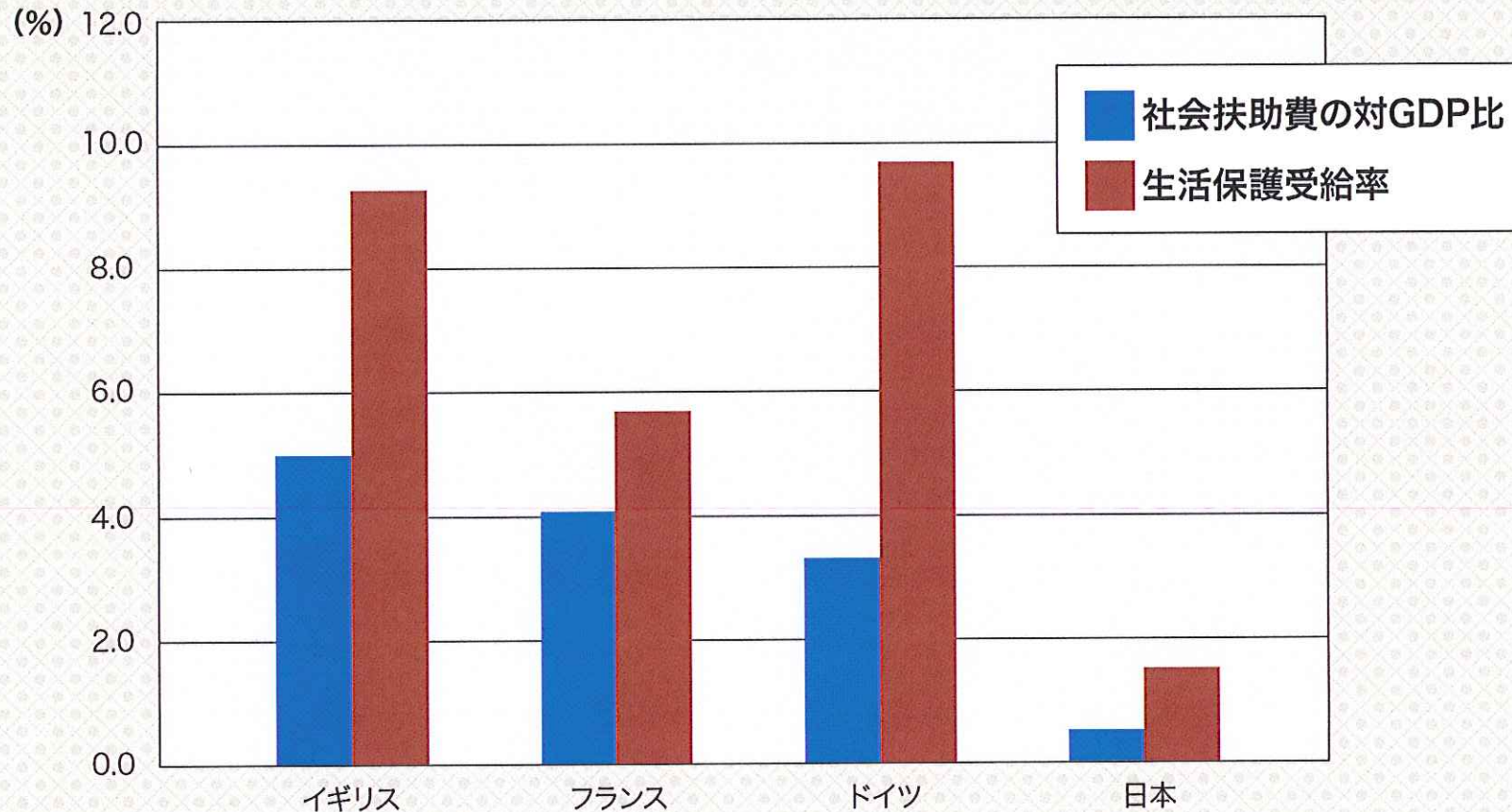
資料:H23年中における自殺の概要資料(警察庁)

※1 生活保護受給者の自殺又は自殺推定される死亡者の状況を自治体から報告いただき、保護課において集計。

この調べは、平成21年から行っているが、平成20年の状況については、職員の記憶やケース台帳を基にして報告したものであるため、平成20年のデータには報告漏れがある可能性がある。

・自殺率(10万人あたり自殺者数) = 自殺者数 / 人口(又は生活保護受給者) × 10万
(厚生労働省提出資料)

日本の生活保護支出は低い



(以下の出典にもとづき長妻昭事務所作成)

出典:尾藤廣喜ほか「Q6 海外の公的扶助制度の現状は?」『生活保護「改革」ここが焦点だ!』あけび書房, 2011.7, pp.101-108.

Willem Adema, Pauline Fron, Maxime Ladaïque "Table I.1: In Anglophone countries income-testing plays an important role in social policy" "Is the European Welfare State Really More Expensive?" OECD iLibrary, 2011.11.2, p.19.

諸外国の公的扶助制度の比較

平成25年2月5日
厚生労働省社会・援護局保護課

各国の制度	フランス 積極的連帯所得 (RSA)	ドイツ 社会扶助	スウェーデン 社会扶助	イギリス 所得補助 (IS)	日本 生活保護
対象者	18歳～64歳 ※2010年9月に、25歳以上の者から18歳以上の者に改正	生活に困窮する者 (年齢制限なし)	18歳～64歳	16歳～59歳	生活に困窮する者 (年齢制限なし)
	2.4%	0.4%	4.1%	2.6%	1.6%
人口に占める公的扶助制度受給者の割合	※人口:6245万人 (2009年) ※受給者数:148.3万人 (2009年) (注) RSA(積極的連帯所得)+ RMI(参入最低所得)+ API(ひとり親手当) の受給者数である。	※人口:8247万人 (2008年) ※受給者数:32.5万人 (2008年末)	※人口:916万人 (2007年) ※受給者数:37.9万人 (2007年)	※人口:6240万人 (2011年) ※受給者数:161.1万人 (2011年:暫定値)	※人口:12753万人 (2012年10月1日) ※受給者数:214万人 (2012年10月)

(資料出所) 野村総合研究所「諸外国における公的扶助制度等の調査研究報告書」(平成20年度厚生労働省社会・援護局委託研究)
厚生労働省大臣官房国際課「2008年～2009年海外情勢報告」「2010年～2011年海外情勢報告」
UN, World Population Prospects: The 2010 Revision
Benefit Expenditure Tables, DWP

※ フランスにおいては、2009年6月より「参入最低所得(RMI)」が「ひとり親手当(API)」などとともに「積極的連帯所得(RSA)」に統合された。

(2) 申請の権利

表1-3のような取扱いは、申請権を侵害していると疑われる行為となる。

表1-3 「水際作戦」と呼ばれる違法な運用が疑われる取扱い

	実際の窓口対応	不適切な制度運用	生活保護法の趣旨
①	「あなたはまだ働ける年齢ですから保護は受けられませんね」	仕事は一生懸命探せばみつかるのでハローワークへ行くよう助言	稼働能力があっても、求職活動しても就職できない場合は、保護の要件に欠けることはない
②	「親に面倒をみてもらってください」、「実家に帰って援助をもらってください」	扶養義務者から「援助できない旨記載してもらった書類を提出するよう要請	保護の要件ではない。現に扶養が履行されたときに収入認定されるが、無理に扶養履行を要請されることはない
③	「身体が悪いのなら診断書を出してください」	主治医に診断書を書いてもらって行くよう要請	保護の要件ではなく申請段階では必要はない
④	「家賃が高すぎるからダメ」	高額家賃なので、転居してから来所するよう要請	「住宅扶助基準額」の上限を超える部分が支給されない。受理後の転居指導となる。
⑤	「住所のない人は保護できません」	住所がないと保護できないので、住居を設定してから来所するよう要請	申請の受理後に保護の要否や保護の方法を決定することになる
⑥	「車」や「生命保険」などは認められないので処分してください	車や生命保険の保有は認められないので、処分（解約）してから来所するよう要請	保有資産は個別具体的に判断する
⑦	「借金のある人はダメ」	借金があるからといって申請拒否の理由にはならない	過去の債務は申請の不受理の理由にはならない
⑧	「まだ資料が整っていないので受理できません。早く提出してください」	拳証資料が揃っていないと申請できないので、持参のうえ再度来所するよう要請	保護申請書、資産申告書、収入申告書があれば受理要件を備えている

出所：筆者作成。

申請手続きに係る改正前後の比較

厚生労働省提出資料

今回の法律改正により申請時に書面にて提出することとする事項については、全て現行の運用においても書面にて提出することとされている事項であり、現行の運用を変更するものではない。従って、申請書の記載事項及び添付書類については、現行の生活保護法施行細則準則（局長通知）において定めている様式をそのまま利用する予定である。

	改正前	改正後
申請書の提出(書面による提出)	省令(第2条第1項)	法律(第24条第1項)
口頭による申請	事務連絡	省令
申請書の記載事項		
申請者の氏名及び住所又は居所	省令(第2条第1項)	法律(第24条第1項第2号)
要保護者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所、職業及び申請者との関係		法律(第24条第1項第1号)
保護の開始又は変更を必要とする事由		法律(第24条第1項第3号)
現住所・現住所に住み始めた時期	通知(生活保護法施行細則準則)	省令
家族の状況(氏名、続柄、性別、年齢、生年月日、学歴、職業、健康状態)		省令
別の場所に住んでいる家族の名前、住所		省令
援助をしてくれる者の状況(世帯主又は家族との関係)、氏名、住所、今まで受けた援助及び将来の見込み)		法律(第24条第1項第4号)
申請書の添付書類		
資産申告書	省令(第2条第4項)・通知(生活保護法施行細則準則) ※資料の添付については、省令では「求めることができる」としているが、通知(生活保護の適正実施の推進について)において原則として書類の添付を求めることとしている。当該通知は、都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であり、実態上は義務となっている。	法律(第24条第1項第4号)
収入申告書		法律(第24条第1項第4号)
働いて得た収入		法律(第24条第1項第4号)
働いて得た収入がない者		法律(第24条第1項第4号)
恩給・年金等による収入		法律(第24条第1項第4号)
同意書		省令
その他の保護の決定に必要な書類		法律(第24条第2項)

生活保護法における書面による保護の申請の規定と他法における類似の規定との比較

○ 今回の法第24条の見直しは、法第29条の地方自治体による調査権限を強化することに伴い、申請に際しても保護の決定に必要な事項を法律上明確にする必要があるという法制上の整合性を図る観点から行うもの。

法律名	書面による申請等に関する規定	
	法律/省令	規定の内容
【現行】生活保護法	省令	<p>【生活保護法】 (申請保護の原則) 第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。</p> <p>【生活保護法施行規則】 (申請) 第二条 法第二十四条第一項又は第五項に規定するところの保護の開始又は保護の変更の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を提出して行わなければならない。 一～三 (略) 2～4 (略)</p>
【改正後】生活保護法	法律	<p>【生活保護法】 (申請による保護の開始及び変更) 第二十四条 保護の開始の申請は、第七条に規定する者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出してしなければならない。 一 要保護者の氏名及び住所又は居所 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係 三 保護を受けようとする理由 四 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。) 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項 2～10 (略)</p>
介護保険法	法律	<p>【介護保険法】 (要介護認定) 第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、…(略)… 2～12 (略)</p> <p>【介護保険法施行規則】 (要介護認定の申請等) 第三十五条 法第二十七条第一項の規定により要介護認定(法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。)を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、…(略)… 一～四 (略) 2～6 (略)</p>

法律名	書面による申請等に関する規定	
	法律/省令	規定の内容
国民年金法	省令	<p>【国民年金法】 (裁定) 第十六条 給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基いて、厚生労働大臣が裁定する。</p> <p>【国民年金法施行規則】 (裁定の請求) 第十六条 法第十六条の規定による老齢基礎年金(法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。 一～八 (略) 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 一～十二 (略) 3～6 (略)</p>
児童扶養手当法 ※児童手当法等において同じ。	省令	<p>【児童扶養手当法】 (認定) 第六条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2 (略)</p> <p>【児童扶養手当法施行規則】 (認定の請求) 第一条の四 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。 2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 (略) 3・4 (略)</p>
雇用保険法	省令	<p>【雇用保険法】 (基本手当の受給資格) 第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間(…(略)….)に、次条の規定による被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。 2・3 (略)</p> <p>【雇用保険法施行規則】 (受給資格の決定) 第十九条 基本手当の支給を受けようとする者(未支給給付請求者を除く。)は、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票に運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認することができる書類(…(略)….)を添えて提出しなければならない。この場合において、…(略)…。 2～4 (略)</p>

書面による申請等に関する規定

法律名	書面による申請等に関する規定	
	法律／省令	規定の内容
児童手当法	省令	<p>【児童手当法】 (認定) 第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。</p> <p>2 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。</p> <p>一～三 (略) 3 (略)</p> <p>【児童手当法施行規則】 (認定の請求) 第一条の四 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一～十 (略) 3 法第七条第二項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第三号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>4 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
国民健康保険法	省令	<p>【国民健康保険法】 (届出等) 第九条 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。</p> <p>2～15(略)</p> <p>【国民健康保険法施行規則】 (資格取得の届出) 第二条 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。</p> <p>一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄、現住所及び従前の住所並びに職業 二 資格取得の年月日及びその理由 三～五 (略) 2・3 (略)</p>

法律名	書面による申請等に関する規定	
	法律/省令	規定の内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	省令	<p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】 (申請) 第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。 2～6 (略)</p> <p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則】 (支給決定の申請) 第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。 一～七 (略) 2・3 (略)</p>

《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

厚生労働省提出資料

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する 拠出制年金以外 の特別な所得保 障制度	制度の特徴	支給要件	扶養義務範囲
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—		○父母など直系血族と兄弟姉妹 ○3親等以内の親族 【民法で規定】
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限なし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼得不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われない。 ○社会扶助の実施主体である自治体を実施し、費用も負担。	○高齢者の場合、65歳。 ○ドイツ居住者。 ○所得・資産調査あり。	○血族又は姻戚と同一の世帯(血族=父母、祖父母、叔父母) 【社会扶助法の扱い。基礎保障法では配偶者と高所得の両親・子に限定】
フランス	就労促進連帯 扶助 (RSA)	・収入の不足・欠如の者(失業の場合は、就業努力の実施が要件) ・25歳以上のフランス居住者	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (ASPA)	○無年金・低年金者に対する補足的現金給付(財源は一般社会拠出金)。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営	○原則65歳。 ○フランス居住者。 原則居住期間要件なし。(EU外出身者は5年の居住期間が必要。) ○所得調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 【RSA制度上の扱い】 ※父母は含まない
スウェーデン	社会扶助	・適正な生計費を自らの就労や他の支援制度により確保することができない者 ・年齢制限なし	△	○	○	△	保証年金 (注3)	○一定額以上の年金額を確保するための税財源による給付。	○65歳。 ○3年のスウェーデン居住期間が必要。 ○所得・資産調査なし。 ○年金額による制限あり。	○夫婦間と未成年の子供 【親子法及び婚姻法で規定】 ※父母は含まない
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16~59歳	×	×	○	○	ペンション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。	○保証クレジット:60歳 貯蓄クレジット:65歳 ○英国居住者で、現に滞在していること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 【1948年の国民扶助法で親に対する扶養義務を撤廃】 ※父母は含まない
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (TANF) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (SSI)	○高齢者、視覚障害者、その他障害者等であって低所得の者を対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。	○高齢者の場合、65歳。 ○米国の市民権を有するか又は認定移民(注7)であること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 【州法である家族法等で規定】 ※父母は含まない
	一般扶助 (GA) (注5)	・失業保険、SSI、TANF等の対象とならない者等	— (注6)							

○=対象、△=法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×=法律上対象とならないことが明記されている者

(注1) 本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。

(注2) 2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。

(注3) 3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たせないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。

(注4) 貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。

(注5) 一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。

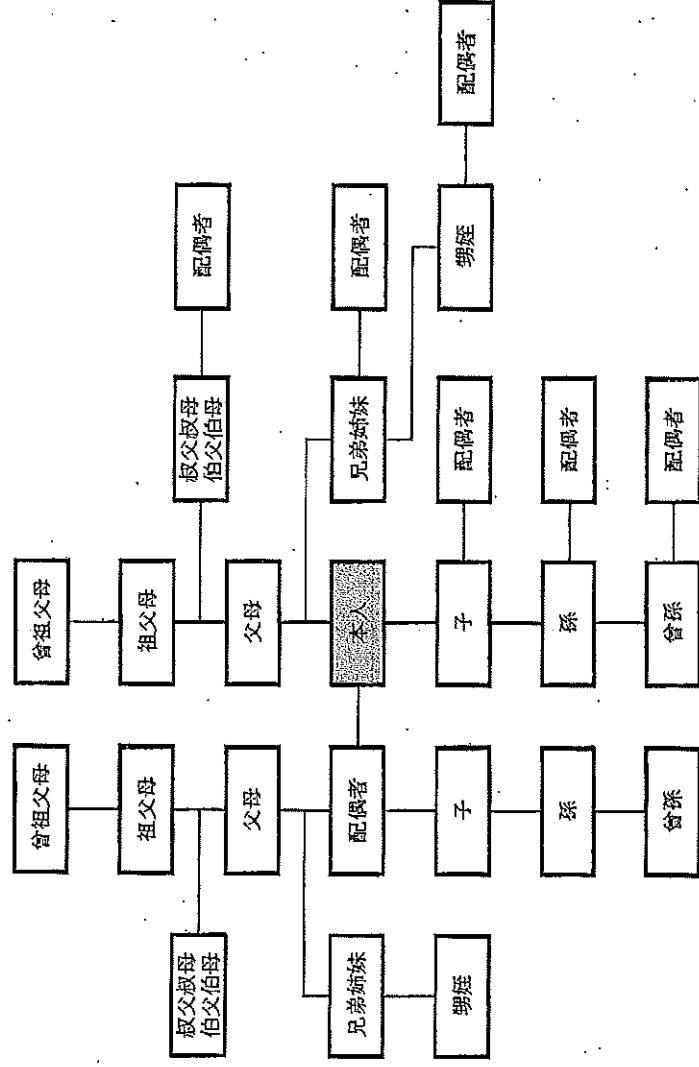
(注6) 一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。

(注7) 認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、「諸外国における公的扶助制度等の調査研究(平成21年3月)」(野村総合研究所)、「海外情勢報告」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。

三親等内の親族



<民法(抜粋)>

(親族の範囲)

第725条 次に掲げる者は、親族とする。

一 六親等内の血族

二 配偶者

三 三親等内の姻族

(親等の計算)

第726条 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。

2 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

「生活保護法による保護の実施要領について」

(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)

第 5 扶養義務の取扱い

1 扶養義務者の存否の確認について

- (1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。
- ア 絶対的扶養義務者。
- イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。
- (ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。
- (イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」

(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)

第 5 扶養義務の取扱い

問 1 局長通知第 5 の 1 の (1) のイの (イ) について「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第 877 条第 2 項について特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の 3 親等内の親族についても、親族間に生活共同体的關係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっては、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合には、それぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。

- ① その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合
- ② その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合
- ③ 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合

保護開始の理由別世帯数

	総数	急迫保護による
開始世帯数	20,521	1,077
割合 (%)	100.0%	5.2%

資料：平成23年度福祉行政報告例（9月時点）

第24条第1項及び第2項の規定の趣旨について

- 今回の改正案で第24条第1項及び第2項として、保護の開始の申請にあたって必要な事項を記載した申請書を提出し、また、当該申請書には必要な書類を添付しなければならぬ旨規定することとしている。
- これは、今回の改正において福祉事務所の調査権限の見直しを行うことに伴い、法制上の整合性を図る観点から、調査に関する事項が法律に規定されていることに照らし、申請に際しても、保護の決定に必要な事項について法律上明確にするために規定するものである。

生活保護の相談と申請の比率及び申請と開始の比率の推移

生活保護の相談件数に占める申請の割合及び申請件数に占める開始世帯数の割合は以下のとおりであり、平成20年から平成23年の割合が若干高くなっている。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	360,012	335,737	409,941	552,648	574,243	545,814
申請件数	159,146	156,556	197,505	282,804	299,781	271,307
相談と申請の比率(※1)	44.2%	46.6%	48.2%	51.2%	52.2%	49.7%

資料：監査実施結果報告

(※1) 相談と申請の比率 = 保護申請件数 / 保護相談件数 (郡部福祉事務所の相談件数については、町村の相談数が不明なため集計していない。)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申請件数	188,368	185,704	232,941	332,553	309,864	292,974
開始世帯数	179,315	176,075	218,450	319,109	298,405	277,530
申請と開始の比率(※2)	95.2%	94.8%	93.8%	96.0%	96.3%	94.7%

資料：福祉行政報告例

(※2) 申請と開始の比率 = 開始世帯 / 申請件数 (開始世帯には職県保護を、申請件数には取り下げを含まない。)

生活扶助基準引き下げに関する厚生労働省の考え方

平成25年8月から平成27年度までの3年間で生活扶助費を670億円削減する(うち平成25年度は150億円)



(内訳)

90億円

→ 社会保障審議会生活保護基準部会による検証結果を踏まえた削減

580億円

→ 前回の基準見直し時(平成20年)からの物価下落を反映させた削減

【平成20年と平成23年の消費者物価指数(CPI)の比較】

◆ 総合物価指数では102.1→99.7=▲2.35%

◆ 生活扶助相当CPIでは104.5→99.5=▲4.78%

生活扶助相当CPI→生活扶助からは支出されない品目を除外してCPIを算出したもの(例:自動車費用を除外、診療代を除外)



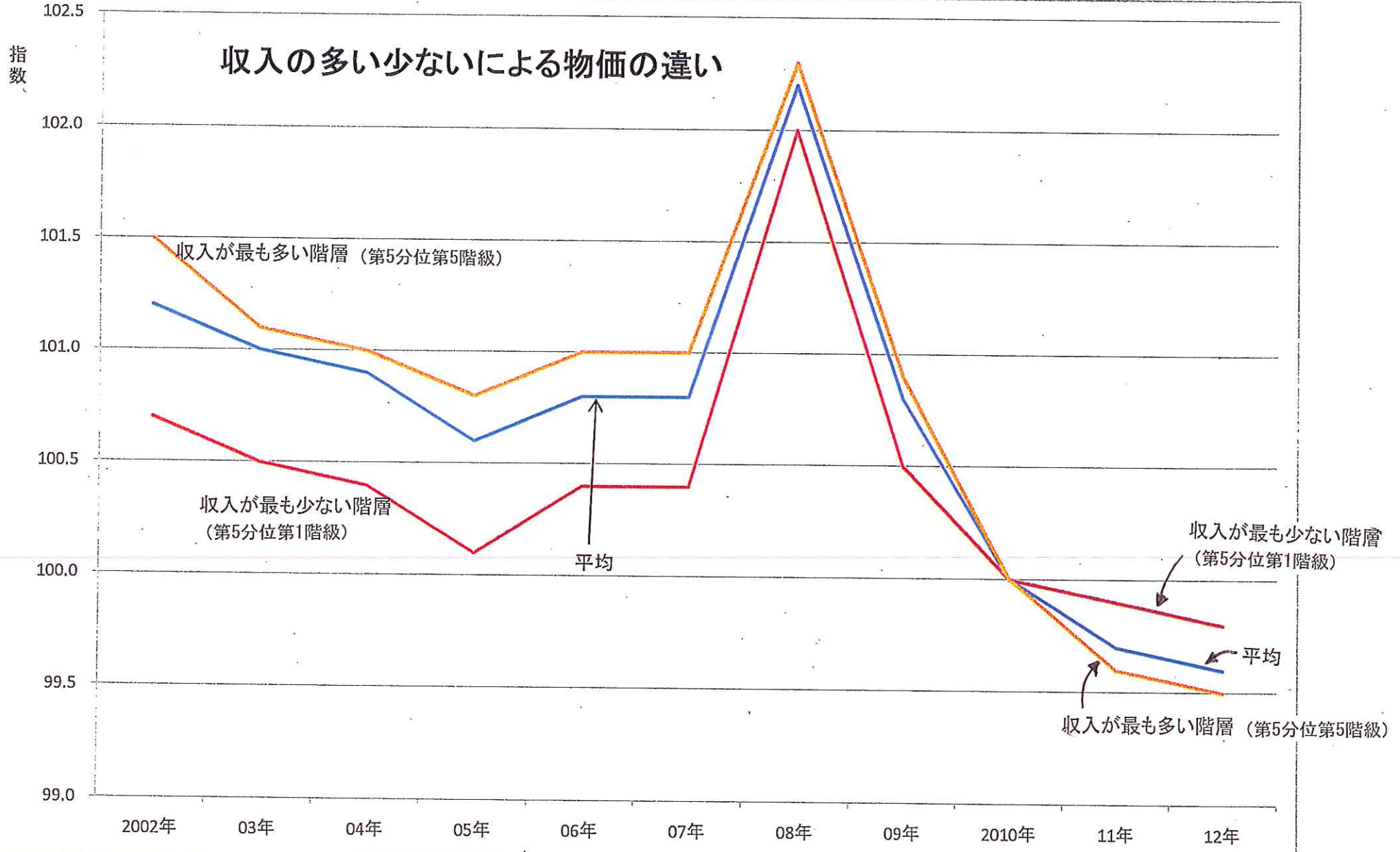
生活扶助も4.78%引き下げ → 580億円の削減

物価下落と生活扶助の関係は基準部会で議論されていない
「生活扶助相当CPI」も厚生労働省の独自作業で妥当性の検証なし

出典:山田杜志郎日本福祉大学准教授作成資料『生活扶助相当CPIの問題点』より抜粋

(2013年4月9日 デフレを理由とする生活保護基準大幅引き下げのカラクリを学ぶ勉強会的記者会見配布資料)

収入の多い少ないによる物価の違い



※第5分位第5階級とは勤労者世帯のうち世帯の年間収入が上位20%である世帯
 ※第5分位第1階級とは勤労者世帯のうち世帯の年間収入が下位20%である世帯

社会保障生計調査 家計簿

～生活保護受給者支出等調査票 (受給者本人記入用)～

01

現金収入及び現金支出

(1) 品目 (なにを)	(2) 収入額 (いくら入った)	(3) つとめ 先収入 1 最も収入の多い者 2 1 以外の者	(4) 支出額 (いくら出た)	(5) 事由 (誰(何)のため(に)使うか) 1 最も収入の多い者 2 1 世帯以外 3 贈り物等に使用 4 全体に使用	(6) 分類符号 ※ 分類符号		(7) 備考
					A (収入)	B (支出)	
前月からの繰越	円	-	円	-	0	50	-
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
		1 2		1 2 3 4			
合 計		-		-		999	9

(8) 残高 (いくらのことた) 円

01 <記入例> 現金収入及び現金支出

月 日	(1) 品 目 (なにを)	(2) 取 入 額 (いくら入った)	(3)つとめ 先収入 1 2 3 4 最〜1以外 も〜世の 収世の 入まの の多 い者	(4) 支 出 額 (いくら出た)	(5) 事 由 (欄(何)のためにか) 1 2 3 4 最〜1世贈 も〜以外物 収世の等 入まの の多 い者	(6) ※ 分類符号				(7) 備 考	
						A (収 入)		B (支 出)			
						0	5	D	-		
	前月からの繰越	10,000	-		-						
	保護費	72,600	1 2		1 2 3 4						
	預金 (保護費の振付振り込)		1 2	72,600	1 2 ③ 4						
	引き出し (保護費の振付引き出し)	20,000	1 2		1 2 3 4						
	親子丼		1 2	650	① 2 3 4						
	色鉛筆		1 2	1,300	1 ② 3 4						
	ティッシュペーパー		1 2	250	1 2 ③ 4						
	あじの干物		1 2	320	1 2 ③ 4						
	タラの子		1 2	350	1 2 ③ 4						
	バナナ		1 2	200	1 2 ③ 4						
	ピーマン		1 2	100	1 2 ③ 4						
	生しいたけ		1 2	190	1 2 ③ 4						
	電気カミソリ		1 2	2,500	① 2 3 4						
	ハンドクリーム		1 2	950	1 ② 3 4						
	年金	40,000	1 2		1 2 3 4						
	預金 (年金の口座振込)		1 2	40,000	1 2 ③ 4						
	アルバイト代	10,000	1 ②		1 2 3 4						
	電子マネーチャージ (JRのSUICAカード)		1 2	1,000	① 2 3 4						
	電子マネーとはプリペイド(前払 い)式のものではないです。 例: Suica, Paomo, Edy等		1 2		1 2 3 4						
			1 2		1 2 3 4						
	合 計	152,600	-	120,410	-						

(6) 残高
(いくらあった) 32,190

社会権規約委員会：日本に対する第3回総括所見

配布：一般

2013年5月17日

原文：英語 先行未編集版

(日本語訳：社会権規約NGOレポート連絡会議)

経済的、社会的および文化的権利に関する委員会

第50会期（2013年4月29日～5月17日）に採択された、

日本の第3回定期報告書に関する総括所見

(抜粋)

22. 委員会は、締約国の高齢者、とくに無年金高齢者および低年金者の間で貧困が生じていることを懸念する。委員会は、貧困が、年金拠出期間が受給資格基準に達していない高齢女性に主として影響を与えていること、および、ステイグマのために高齢者が生活保護の申請を抑制されていることをとりわけ懸念する。委員会はさらに、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」で導入された改正により、多くの高齢者が無年金のままとなることを懸念する。(第9条)

委員会は、国民年金制度に最低年金保障を導入するよう締約国に対して求めた前回の勧告をあらためて繰り返す。委員会はまた、生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう、締約国に対して求める。委員会はまた、生活保護につきまとうステイグマを解消する目的で、締約国が住民の教育を行なうよう勧告する。委員会は、締約国が、性別、収入源および所得水準によって細分化された高齢者（被爆者を含む）の状況に関する情報を、次回の定期報告書で提供するよう要請する。委員会は、高齢者の経済的、社会的および文化的権利に関する一般的意見6号（1995年）および社会保障についての権利に関する一般的意見19号（2008年）を参照するよう、締約国に対して求める。

社会・援護局関係主管課長会議資料（平成25年3月11日） より抜粋

ア 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、保護の相談に際し、**①申請の可否等を実施機関側が判断している**と認められる事例、**②申請意思が表明されているにも関わらず申請書を交付していない事例**、**③申請意思を確認していない事例**、**④扶養義務者の扶養や生命保険の解約など資産の活用が申請に際しての要件であるかのような誤った説明をしている事例**、**⑤例えば住宅貸借契約書や預金・貯金通帳など、申請者が申請時において提出義務を負わないものの提出を求めめること**を内容とした書面を面接相談の際に使用し、それらの提出が申請の要件であるかのような誤信を与えかねない運用を行っている事例等、**申請権を侵害、ないし侵害していると疑われる不適切な取扱いが未だに認められているところ**である。

ついでには、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングにおいては、面接相談の具体的な手順や申請に至るまでの役割分担等、更に、相談者へ交付しないし提示する書面等を含めた関係書類も確認して問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、(局)第9の1に基づき、別冊問答集第1編問9の1から2を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。その際、(局)第11の1及び別冊問答集第1編問11の1から5による「保護申請時における助言指導」の取扱いについて十分理解させること。

特に、査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を(局)第9の1に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じて相談者に対し追加面接等を実施することについて徹底をお願いする。